

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和39年福井県規則第61号）第4条第1項第5号に掲げる固定式刺し網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	一枚網漁業（このしろ底刺し網漁業）	15（許可または起業の認可を受けている船舶の数：15隻）	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	大飯郡おおい町鋸崎突端と小浜市松ヶ崎突端を結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域。	9月1日から翌年3月31日まで	小浜市のうち、加斗地域、西津地域、内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭に限る）、およびおおい町、高浜町和田地域